

石川県体育施設管理規則 新旧対照表

改正案	現行
<p>(目的)</p> <p>第一条 この規則は、石川県体育施設条例(昭和三十九年石川県条例第四十六号。以下「条例」という。)に基づき石川県体育施設(以下本則において「施設」という。)の管理について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>第二条・第三条 略</p> <p>(入場の制限、禁止行為等)</p> <p>第四条 次の各号のいづれかに該当するものに対しては施設内への入場を拒否し、又は退場を命ずることができる。ただし、許可を受けた場合はこの限りではない。</p> <p>一 行商その他これに類する商行為</p> <p>二 寄附の募集</p> <p>三 宣伝その他これに類する行為</p> <p>四 広告物の掲示又は配布若しくは看板、立札類の設置</p>	<p>(目的)</p> <p>第一条 この規則は、石川県体育施設条例(昭和三十九年石川県条例第四十六号。以下「条例」という。)に基づき石川県体育施設(以下「施設」という。)の管理について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(入場の制限、禁止行為等)</p> <p>第四条 次の各号の一に該当するものに対しては施設内への入場を拒否し、又は退場を命ずることができる。ただし、許可を受けた場合はこの限りではない。</p> <p>一 行商その他これに類する商行為</p> <p>二 寄附の募集</p> <p>三 宣伝その他これに類する行為</p> <p>四 広告物の掲示又は配布若しくは看板、立札類の設置</p>

- 五 他人に迷惑をおよぼし、又は嫌悪の情を催させる行為
- 六 その他施設管理上支障があると認められる行為

## 第五条 略

(休業日等)

第六条 施設の休業日は次のとおりとする。

- 一 年末休業日 十二月二十九日から十二月三十一日まで
- 二 年始休業日 一月一日から一月三日まで
- 2 前項に規定する休業日のほか、石川県立自転車競技場にあつては、毎月第一火曜日、石川県白山一里野シャンツエにあつては、四月三十日から七月十九日までの間及び九月一日から十一月第一日曜日までの間の毎週木曜日(国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日<sup>(一)</sup>に当たる日を除く。)を休業日とする。
- 3 施設の利用時間は、別表のとおりとする。
- 4 石川県体育施設管理事務所長(石川県卯辰山相撲場及び石川県体育館に限る。)、石川県立武道館長(石川県立武道館に限る。)

又は指定管理者(指定管理者管理施設に限る。)(以下「所長等」という。)は、前二項の規定にかかわらず必要があると認めるときは、石川県教育委員会(以下「教育委員会」という。)(の承認を得て、臨時に利用時間を変更し、又は臨時に休業することができる。

- 五 他人に迷惑をおよぼし、又は嫌悪の情を催させる行為
- 六 その他施設管理上支障があると認められる行為

(休業日等)

第六条 施設の休業日は次のとおりとする。

- 一 年末休業日 十二月二十九日から十二月三十一日まで
- 二 年始休業日 一月一日から一月三日まで
- 2 前項に規定する休業日のほか、石川県立自転車競技場にあつては、毎月第一火曜日、石川県白山一里野シャンツエにあつては、四月三十日から七月十九日までの間及び九月一日から十一月第一日曜日までの間の毎週木曜日(国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日<sup>(一)</sup>に当たる日を除く。)を休業日とする。
- 3 施設の利用時間は、別表のとおりとする。
- 4 石川県体育施設管理事務所長(石川県立武道館(以下この項において「武道館」という。))を除く施設に限る。)(又は石川県立武道館長(武道館に限る。)(以下「所長等」という。))は、前二項の規定にかかわらず必要があると認めるときは、石川県教育委員会(以下「教育委員会」という。)(の承認を得て、臨時に利用時間を変更し、又は臨時に休業することができる。

(一般開放)

第七条 次の各号に掲げる日は、施設の運営に支障がない限り無料開放とする。

- 一 体育の日(十月の第二月曜日)
- 二 健康の日(毎月七日)

(指定管理者の指定の申請)

第八条 条例第五条の規定による申請は、指定管理者指定申請書(第一号様式)を提出してしなければならない。

2 条例第五条の知事が別に定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 定款、寄附行為又はこれらに準ずる書類
- 二 申請が法人である場合にあつては、登記事項証明書又はこれに準ずる書類

三 知事が指定する事業年度分の貸借対照表、損益計算書その他財務に関する書類

四 組織、事業内容その他申請者の概要を記載した書類

五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(利用申込手続)

第九条 施設(附属設備等を含む)。

以下本条及び第十条において、同じ。)を専用利用し

ようとする者は、あらかじめ施設専用利用申込書(第一号の様式)を所長等に提出し許可を受けなければならない。ただし、石川県西部緑地公園テニスコートにおける利用当日の専用利用につ

(一般開放)

第七条 次の各号に掲げる日は、施設の運営に支障がない限り無料開放とする。

- 一 体育の日(十月十日)
- 二 健康の日(毎月七日)

第八条 削除

(利用申込手続)

第九条 施設(附属設備等を含み、石川県立自転車競技場を除く)。

以下本条、第十条及び第十一条において、同じ。)を専用利用し

ようとする者は、あらかじめ施設専用利用申込書(第一号様式)を所長等に提出し許可を受けなければならない。ただし、石川県西部緑地公園テニスコートにおける利用当日の専用利用につ

いては、この限りでない。

2 所長等は、前項の規定により専用利用の申込みがあつた場合において、施設の利用に支障がないと認めたときは、速やかに専用利用許可書（第二号様式）により許可するものとする。

3 施設を個人で利用しようとする者（以下「個人利用者」という。）及び石川県西部緑地公園テニスコートにおける利用当日の専用利用については、あらかじめ所長等に申し出て利用の許可を受けなければならぬ。

#### 第十条 略

#### 第十一条 削除

#### （使用許可手続）

第十二条 施設（附属設備等を含む。以下同じ。）を使用しようとする者は、あらかじめ施設使用許可申請書（第一号の様式）を

いては、この限りでない。

2 所長等は、前項の規定により専用利用の申込みがあつた場合において、施設の利用に支障がないと認めたときは、速やかに専用利用許可書（第二号様式）により許可するものとする。

3 施設を個人で利用しようとする者（以下「個人利用者」という。）及び石川県西部緑地公園テニスコートにおける利用当日の専用利用については、あらかじめ所長等に申し出て利用の許可を受けなければならぬ。

#### （利用の取消し等）

第十一条 専用利用又は個人利用を許可した後において条例第三条第二項各号の一に該当すると認めに至つたときは、所長等は専用利用者又は個人利用者（以下「利用者」という。）に対しその利用を取り消すものとする。

2 施設の利用が天候等により不能と認めたときは、専用利用許可は取消すものとする。

3 専用利用者が専用利用を取りやめるときは、速やかに所長等に届け出なければならぬ。

#### （使用許可手続）

第十二条 施設（附属設備等を含む。以下同じ。）を使用しようとする者は、あらかじめ施設使用許可申請書（第一号 様式）を

所長等に提出し、許可を受けなければならない。

- 2 所長等は、前項の規定により使用許可の申請があつた場合において、施設の利用その他管理運営に支障がないと認めたときは、速やかに使用許可書（第二号様式）により許可するものとする。
- 3 店舗を開設するために施設を利用しようとする者は、前項の規定にかかわらず所長等を経て教育委員会の許可を受けなければならない。

### 第十三条 略

### 第十四条 削除

### 第十五条・第十六条 略

#### （使用料の納入）

第十七条 利用者又は使用者は、利用又は使用の際に条例第十二条第一項に定める使用料を納入しなければならない。

所長等に提出し、許可を受けなければならない。

- 2 所長等は、前項の規定により使用許可の申請があつた場合において、施設の利用その他管理運営に支障がないと認めたときは、速やかに使用許可書（第二号様式）により許可するものとする。
- 3 店舗を開設するために施設を利用しようとする者は、前項の規定にかかわらず所長等を経て教育委員会の許可を受けなければならない。

#### （使用許可の取消し等）

第十四条 使用の許可した後において条例第三条第二項各号の一に該当すると認めるに至つたときは、所長等は使用者に対し使用の許可を取り消すものとする。

- 2 施設の使用が天候等により不能と認めたときは、使用許可は取消すものとする。
- 3 使用者が使用を取りやめるときは、速やかに所長等に届け出なければならない。

#### （使用料の納入）

第十七条 利用者又は使用者は、利用又は使用の際に条例第五条第一項に定める使用料を納入しなければならない。

2 第九条第一項の規定による石川県西部緑地公園テニスコートにおける利用当日の専用利用については、前項の規定にかかわらず、専用利用券（第八号様式）によるものとする。

3 第九条第三項の規定による施設の利用については、第一項の規定にかかわらず、利用券（第五号様式）、回数券（第六号様式）又は定期券（第七号様式）によるものとする。

（使用料の減免）

第十八条 条例第十三条の規定による使用料の減免については、次のとおりとする。

- 一 施設（石川県白山一里野シャンツエ及び石川県西部緑地公園陸上競技場（補助競技場に限る。）を除く。）において、石川県体育協会加盟の競技団体、石川県中学校体育連盟又は石川県高等学校体育連盟が主催する競技会の場合は、使用料を半額とする。

二 準備又は整理のために施設を利用又は使用するときの使用料は、定額の五割以内の額とする。

三 その他特別の理由があると認める場合は、使用料が減額又は免除することができる。

第十九条 略

（使用料の返還）

第二十条 条例第十四条ただし書の規定により、使用料の返還を受

2 第九条第一項の規定による石川県西部緑地公園テニスコートにおける利用当日の専用利用については、前項の規定にかかわらず、専用利用券（第八号様式）によるものとする。

3 第九条第三項の規定による施設の利用については、第一項の規定にかかわらず、利用券（第五号様式）、回数券（第六号様式）又は定期券（第七号様式）によるものとする。

（使用料の減免）

第十八条 条例第六条の規定による使用料の減免については、次のとおりとする。

- 一 施設（石川県白山一里野シャンツエ及び石川県西部緑地公園陸上競技場（補助競技場に限る。）を除く。）において、石川県体育協会加盟の競技団体、石川県中学校体育連盟又は石川県高等学校体育連盟が主催する競技会の場合は、使用料を半額とする。

二 準備又は整理のために施設を利用又は使用するときの使用料は、定額の五割以内の額とする。

三 その他特別の理由があると認める場合は、使用料が減額又は免除することができる。

（使用料の返還）

第二十条 条例第七条ただし書の規定により、使用料の返還を受け

---

けようとする者は、使用料返還請求書(第四号様式)を所長等に提出しなければならぬ。

第二十一条 略

別表(第六条関係) 略

---

ようとする者は、使用料返還請求書(第四号様式)を所長等に提出しなければならぬ。

---